

## 2024年問題に直面する建設事業者のための 無料労働相談会を開催いたします！ 2024年8月3日（土）

当日はご来場のうえでの対面による相談のほか電話相談も受け付けます。

2024年4月1日「働き方改革関連法」の施行に伴い、従来は適用除外とされていた運送業・建設業・医療機関の長時間労働が規制対象となり、『2024年問題』として大きくテレビ等でも報道されるようになり話題となっております。そこで当総合労働相談センターでは、事前の準備がまだ整備されていない小規模の建設事業者に焦点を当て、それらの事業者を対象とした無料相談会を開催することといたしました。

### 建設業における2024年問題と今回の企画概要

建設業の2024年問題とは、働き方改革関連法が適用される2024年4月までに建設業が解決しなければならない労働環境の課題を指します。この問題には、高齢化や労働人口の減少に伴う人材不足で長時間労働が常態化している建設業界において具体的な対応策が求められています。

#### ◆問題のポイント

- |                 |   |                            |   |
|-----------------|---|----------------------------|---|
| 1. 時間外労働の上限規制   | → | 長時間労働の是正が求められる             |   |
| 2. 割増賃金の引上げ     | → | 月60時間を超える労働には50%の割増賃金支払義務化 |   |
| 3. 少子高齢化による人材不足 | → | 適切な人材確保策の策定が必要             |   |
| 4. 常態化している長時間労働 | → | 適切な労働時間管理・生産性の向上が必要        | 他 |

上記諸問題解決の一助となるべく、私ども社会保険労務士の社会貢献の一環として労働相談会を企画いたしました。

#### 【企画概要】

企画名称 : 「建設事業者のための無料労働相談会」  
開催日程 : 2024年8月3日（土）10時から16時 ※要事前予約  
開催場所 : 静岡県社会保険労務士会 2F 総合労働相談センター（所在地：静岡市葵区東鷹匠町9番2号）  
電話による相談 : 受付回線番号：054-249-1100 受付時間：10時から16時

## 主 催



### 静岡県社会保険労務士会

〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9番2号  
Tel 054(249)1100 Fax 054(333)5151  
URL: <https://www.sr-shizuoka.or.jp>